

入札説明書等の一部訂正のお知らせ

本工事に係る入札説明書等については、下記のとおり訂正致しますので、お知らせ致します。

令和元年10月4日
関東地方整備局

事業名：国道1号東小磯電線共同溝PFI事業
入札公告日：令和元年9月20日

(赤枠が訂正箇所です)

訂 正 後	訂 正 前
○添付5 事業費の算定及び支払い方法 第2 事業費の算定及び支払方法 1 支払方法の基本的な考え方 事業者は、本事業において、施設整備から維持管理までのサービスを事業者の責任により一体として提供するものであるため、関東地方整備局は提供されるサービスを一体のものとして購入し、その対価を一体とし、原則として事業期間にわたり平準化して支払うものとする。 2 支払方法の基本的事項 関東地方整備局は、事業費について、下記第2-3で算定された各費用の支払額及びその各々にかかる消費税等を、原則として、毎回、関東地方整備局が事業者からの請求を適法に受理した後30日以内に、かつ各年度末の翌月末までに支払う。 具体的には、施設整備費の第1回目支払時期は、令和10年4月30日までとする。 維持管理費及びその他の費用の第1回目支払時期は、令和10年4月30日までとする。なお、本施設の工期短縮に基づく早期完成・引渡しに伴い、維持管理対象施設の維持管理開始日が令和9年4月1日以前となった場合には、予算措置が行われることを条件として、下記第3 事業費の確定に基づき確定した施設整備費、維持管理費及びその他の費用について、第1回目の支払時期を本施設引渡し年度の翌年4月30日までとして支払うものとする。 3 各費用の支払額の算定及び支払方法 事業費を構成する各費用の各回の支払額は、次の(1)から(3)のとおり算定する。 (1) 施設整備費 ① 施設費 施設費(割賦原価)は、令和9年4月1日(引渡し年度の翌年4月1日)以降事業期間にわたり、各事業年度の支払額の合計が均等になるよう、年1回、全8回に分けて支払う。各回の支払額は、次のとおりとする。 ・施設費の各回支払額 = 契約書内訳の施設費金額の1/8 ② 割賦手数料 割賦手数料は、施設費とともに、令和9年4月1日(引渡し年度の翌年4月1日)以降事業期間にわたり、年1回、全8回に分けて支払う予定である。 各回の支払額は、上記①に示すとおり施設費を支払うものとして、第1-1(1)②に示す割賦手数料の料率に基づき算定する。 ア 割賦手数料の計算期間 割賦手数料の計算期間は、各支払期の期初(4月1日)から期末(3月31日)とする。なお、第1回目の割賦手数料の計算期間は、令和9年4月1日(引渡し年度の翌年4月1日)から令和10年3月31日(引渡し年度の翌々年3月31日)までとする。 イ 基準金利	○添付5 事業費の算定及び支払い方法 第2 事業費の算定及び支払方法 1 支払方法の基本的な考え方 事業者は、本事業において、施設整備から維持管理までのサービスを事業者の責任により一体として提供するものであるため、関東地方整備局は提供されるサービスを一体のものとして購入し、その対価を一体とし、原則として事業期間にわたり平準化して支払うものとする。 2 支払方法の基本的事項 関東地方整備局は、事業費について、下記第2-3で算定された各費用の支払額及びその各々にかかる消費税等を、原則として、毎回、関東地方整備局が事業者からの請求を適法に受理した後30日以内に、かつ各年度末の翌月末までに支払う。 具体的には、施設整備費の第1回目支払時期は、令和10年4月30日までとする。 維持管理費及びその他の費用の第1回目支払時期は、令和10年4月30日までとする。なお、本施設の工期短縮に基づく早期完成・引渡しに伴い、維持管理対象施設の維持管理開始日が令和9年4月1日以前となった場合には、予算措置が行われることを条件として、下記第3 事業費の確定に基づき確定した施設整備費、維持管理費及びその他の費用について、第1回目の支払時期を本施設引渡し年度の翌年4月30日までとして支払うものとする。 3 各費用の支払額の算定及び支払方法 事業費を構成する各費用の各回の支払額は、次の(1)から(3)のとおり算定する。 (1) 施設整備費 ① 施設費 施設費(割賦原価)は、令和9年4月1日(引渡し年度の翌年4月1日)以降事業期間にわたり、各事業年度の支払額の合計が均等になるよう、年1回、全8回に分けて支払う。各回の支払額は、次のとおりとする。 ・施設費の各回支払額 = 契約書内訳の施設費金額の1/8 ② 割賦手数料 割賦手数料は、施設費とともに、令和9年4月1日(引渡し年度の翌年4月1日)以降事業期間にわたり、年1回、全8回に分けて支払う予定である。 各回の支払額は、上記①に示すとおり施設費を支払うものとして、第1-1(1)②に示す割賦手数料の料率に基づき算定する。 ア 割賦手数料の計算期間 割賦手数料の計算期間は、各支払期の期初(4月1日)から期末(3月31日)とする。なお、第1回目の割賦手数料の計算期間は、令和9年4月1日(引渡し年度の翌年4月1日)から令和10年3月31日(引渡し年度の翌々年4月1日)までとする。 イ 基準金利